

## 独立行政法人統計センターの業務の実績に関する評価調書（案）

- ・ 全体的評価表
- ・ 項目別評価総括表
- ・ 項目別評価調書

## 独立行政法人統計センターの業務の実績に関する全体的評価表（案）

業務の実績に関する項目別評価総括	
1 業務の効率化（人事に係るマネジメント）	
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	
3 財務内容の改善	
4 その他	
中期計画全体の評価（項目別評価等を踏まえた中期計画全体の達成状況）	
組織、業務運営等の改善、その他の提言	

独立行政法人統計センターの業務の実績に関する項目別評価総括表（案）

評価項目		評 価	
		評 価 ( ~ )	理 由
1 業務運営の 効率化に関する 目標を達成する ために取るべき 措置	(1) 業務運営		
	(2) 効率的な人員の活用		
2 国民に対し て提供するサー ビスその他の業 務の質の向上に 関する目標を達 成するために取 るべき措置	(1) 国勢調査その他国勢の 基本に関する統計調査の製 表に関する事項		
	(2) 受託製表に関する事項		
	(3) 統計の作成及び利用に 必要な情報の蓄積、加工その 他の処理に関する事項		
	(4) 技術の研究に関する事 項		
3 財務内容の 改善に関する事 項			
4 その他業務 運営に関する事 項			

## 独立行政法人統計センターの業務の実績に関する項目別評価調書（案）

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務運営の高度化・効率化に関する事項	
中期計画の記載事項		
<p>(1) 情報通信技術を最大限に活用して業務の高度化・効率化を推進するための基盤を積極的に整備する。</p> <p>(2) 業務運営の高度化・効率化の推進に伴い、充実・拡充を図るべき分野への職員の重点的配置を進めつつ、計画的に常勤職員数の削減を行っていくものとする。</p> <p>(3) 業務手法・体制等の見直しや文書のペーパレス化の推進等により、業務運営を効率化することを通じ、業務経費（運営費交付金の総額から、退職手当を含む人件費及び周期統計調査に係る経費を除いたもの）について、新規追加、拡充部分を除き、期初年度に対する期末年度の割合を97%以下にする。</p>		
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
<p>(1) 情報通信技術を活用した基盤整備</p> <p>(2) 充実・拡充分野への職員の配置</p> <p>(3) 業務手法・体制等の見直しによる業務経費の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売物価統計調査の製表において、新調査システムが全ての都道府県に導入される時期に合せ、新製表システムを導入する。</li> <li>・ 平成15年に実施される住宅・土地統計調査の製表において、調査票をイメージとして読取り、PCにより活用する。</li> <li>・ 集計計画の作成に関する事務において、各調査の製表事務の処理量等を把握する工程管理システムを導入する。</li> <li>・ 管理事務において、人事給与システム及び会計システムを導入するとともに、職員に対する各種の連絡にイントラネット等を活用する。</li> <li>・ 研究関係部門へ職員を重点的に配置する。</li> <li>・ 業務運営における経費削減等を図るため、業務連絡のペーパレス化を推進する。</li> </ul>	

当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
<p>【評価結果の説明】</p> <p>「必要性」:</p> <p>「効率性」:</p> <p>「有効性」:</p>			

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 効率的な人員の活用に関する事項		
中期計画の記載事項			
効率的な製表業務の推進に必要となる高度な技術の継承・発展を図るため、研修等の職員の能力開発を積極的に行う。また、組織体制を見直し、業務の性格に応じた機能別の組織体制とするとともに、人員の重点的配置を行う。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
職員の能力開発 組織体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の専門的能力の開発（高度な技術の継承・発展）に重点を置いた人材育成の方法を検討する。</li> <li>従来 of 調査別の事務処理体制から業務の性格に応じた機能別の事務処理体制に変更し、各調査の製表事務の繁閑に応じた職員の機動的な配置を行う。</li> </ul>		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (1) 国勢調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (2) 事業所・企業統計調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			



中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (3) 住宅・土地統計調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (4) 就業構造基本調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (5) 全国消費実態調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (6) 全国物価統計調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (7) 社会生活基本調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (8) サービス業基本調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (9) 労働力調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (10) 小売物価統計調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			



中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (11) 家計調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (12) 個人企業経済調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項 (13) 科学技術研究調査		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	ア 総務省が明示した基準に基づいて精度の高い製表結果を期限までに提出する。 イ 製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項		
中期計画の記載事項			
総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査のうち、次に掲げるものについて、総務省が明示した基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を総務省に提出する。なお、これらの事務遂行に当たっては、製表結果の精度を確保するため、必要に応じ、前回調査等の製表業務内容を検証し、審査事務等の事務体制の整備を行うとともに、事務処理マニュアルの作成等を行い事務の透明化を図る。また、プライバシー等の秘密の保護のために必要な措置を講じる。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	製表に係る事務体制の整備、事務処理マニュアルの作成等及び秘密の保護のための措置を講じる。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (1) 国家公務員給与等実態調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (2) 職種別民間給与等実態調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (3) 国家公務員(特別職・自衛官)給与実態調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (4) 公庫・公団等給与実態調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			



中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (5) 国家公務員退職手当実態調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (6) 地方公務員給与実態調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (7) 家計調査の特別集計		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (8) 雇用動向調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (9) 賃金構造基本統計調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (10) 商業統計調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (11) 自動車輸送統計調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (12) 内航船舶輸送統計調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			



中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (13) 建設工事統計調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項 (14) 建築着工統計調査		
中期計画の記載事項			
府省等の委託を受けて行う次に掲げる統計調査の製表について、委託府省等と緊密な連携をとり、委託府省等が明示した基準に基づいて事務を進め、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに、該当区分の製表結果を各府省等に提出する。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	委託府省等が明示した基準に基づいて期限までに製表結果を各府省等に提出する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 受託製表に関する事項		
中期計画の記載事項			
府省等又は地方公共団体から統計調査の製表を受託するため、機動的な運営体制の整備に努める。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	府省等又は地方公共団体から統計調査の製表を受託するため、機動的な運営体制の整備に努める。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項		
中期計画の記載事項			
<p>国勢調査及び事業所・企業統計調査の結果を用いた地域メッシュ統計、社会生活統計指標、推計人口等の加工統計の作成を始めとする統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が明示した基準に基づいて事務を実施する。</p> <p>また、統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うための担当を明確化するなど、体制整備を行うとともに、研修の充実や情報処理に関する専門知識を有する者の採用等により、これに必要な知識やノウハウを有する人材の確保・育成に努める。</p>			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
情報の蓄積、加工その他の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の事項について、総務省が明示した基準に基づいて情報の蓄積、加工その他の処理を行う。</li> <li>(1) 統計情報データベースシステム</li> <li>(2) 局内時系列データベース</li> <li>(3) 平成12年に実施された国勢調査に関する地域メッシュ統計</li> <li>(4) 平成13年に実施された事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計</li> <li>(5) 平成12年に実施された国勢調査、平成13年に実施された事業所・企業統計調査によるリンクメッシュ統計</li> <li>(6) 社会・人口統計体系</li> <li>(7) 人口推計</li> <li>(8) 住民基本台帳人口移動報告</li> <li>(9) 事業所・企業データベース</li> <li>(10) 日本統計月報</li> </ul>		
体制整備及び人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の蓄積、加工その他の処理を行うための体制整備や必要な知識、ノウハウを有する人材の確保・育成に努める。</li> </ul>		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	

当該項目の評価	
【評価結果の説明】  「必要性」:  「効率性」:  「有効性」:  	

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 技術の研究に関する事項	
中期計画の記載事項		
より効果的効率的な製表技術の開発に資するための研究を専任で行う組織体制を整備するとともに、国際的な動向等に関する情報収集についても積極的に行いつつ、必要に応じ、国内外の大学や官民の研究所、国際機関や諸外国の統計機関等の外部の機関との間で、技術協力や連携を図りながら、製表業務の高度化や製表結果の品質向上などに重点を置いて研究を実施する。 また、調査環境の変化や統計利用者のニーズの複雑多様化に対応すべく、当該研究の成果を的確に活用していくものとする。		
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
<p>技術研究を専任で行う組織体制の整備</p> <p>製表業務の高度化や製表結果の品質向上などに重点を置いた研究の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期計画に定める効果的かつ効率的な製表手法の開発に資するため、製表技術の研究を専任で実施する「研究センター」を設置する。</li> <li>・ 研究計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 収支項目分類格付けに係る研究 収支項目分類符号の格付けにデータベースを利用するオートコーディングシステムの運用面のテスト結果を踏まえ、システムの改良、運用方法を検討する。</li> <li>イ オーダーメイド集計に係る研究 地方公共団体や各府省等からのオーダーメイド集計の要請に対するデータ整備方法や収集方法について、外国統計機関、民間企業、他府省などから情報を収集するなどの検討を行う。</li> <li>ウ 欠測値等の補定に関する研究 世帯における個人の続柄や年齢などに、世帯類型をパターン化したデータベースを用いるなどの欠測値の補定方法について、外国統計機関、民間企業、他府省などから情報を収集するなどの検討を行う。</li> <li>エ 情報処理技術に関する研究</li> </ul> </li> </ul>	

	<p>(ア)次期ホストコンピュータに関する研究      現行の汎用大型コンピュータによる並列シプレックス構成からメインサーバ系システムへの移行の可能性について、研究を行う。</p> <p>(イ)プログラム開発手法等に関する研究      システム開発・維持を効率的かつ正確に行うためのプログラム開発手法及び最適なプログラミング言語について、調査研究を行う。</p> <p>(ウ)プログラミングの標準化等に関する研究      システム開発の効率性を向上させるため、既存システムの標準化・部品化を図る。      また、プログラムの維持・管理を容易にするため、ドキュメント整備を含めたプログラム開発基準を策定する。</p>		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
<p>【評価結果の説明】</p> <p>「必要性」:</p> <p>「効率性」:</p> <p>「有効性」:</p>			

中期計画の該当項目 第3 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画			
中期計画の記載事項			
予算、収支計画及び資金計画については別添1による。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	・ 適正な財務管理を行う。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			



中期計画の該当項目 第4 短期借入金の限度額			
中期計画の記載事項			
各年度の運営費交付金等の交付期日にずれが生じることが想定されるため、短期借入金を借りることができるものとし、その限度額を26億円とする。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	なし		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目 第5 重要な財産の処分等に関する計画			
中期計画の記載事項			
なし			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	なし		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目 第6 剰余金の使途			
中期計画の記載事項			
1 IT関連機器の整備 2 人材育成、能力開発 3 職場環境の改善 4 広報、成果の発表・展示			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	該当なし		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第7 その他業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画		
中期計画の記載事項			
該当なし			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
	該当なし		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			
「有効性」:			

中期計画の該当項目	第7 その他業務運営に関する事項 2 人事に関する計画		
中期計画の記載事項			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
<p>新たな研修体系の確立</p> <p>評価制度の検討</p> <p>専門知識を有する職員の採用</p> <p>人員の削減等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製表技術や情報処理技術など専門的能力の開発に重点を置いた研修体系を確立するため、民間における研修事例等についての調査研究を行い、従来の研修体系の見直しを行う。</li> <li>・ 職員の能力や業績について明確かつ適正な評価を行うため、統計センターの業務の特性に適合した評価の手法や基準等について、専門家の意見や民間の事例等を踏まえつつ、新たな評価制度の設計を進める。</li> <li>・ 高度な製表手法や情報処理の知識等を有する職員を確保するため、任期付任用や選考採用に関する検討を行う。</li> <li>・ 人員の削減等を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平成15年度は、業務の効率化により15人の職員を削減し、常勤職員の数を938人に見込む。</li> <li>イ 統計センターの業務に関して専門性を有する職員を有効的に活用するため、定年退職職員について9人を再任用職員として採用する。</li> </ul> </li> </ul>		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			

<b>【評価結果の説明】</b>
「必要性」:
「効率性」:
「有効性」:

中期計画の該当項目	第7 その他業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項		
中期計画の記載事項			
(1) 職員の安全確保 職員の安全を確保するため、安全衛生管理規程を作成する等の安全管理体制の整備を実施する。 (2) メンタル・ヘルス等への対応 セクシュアル・ハラスメントの防止、メンタル・ヘルス等についての管理体制の確立など、職場環境の整備を図る。 (3) 危機管理体制の整備 災害や緊急事態に即応可能な危機管理体制を構築する。 (4) 環境への配慮 環境への負荷の低減に資する製品の使用を推進するなど、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。			
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
(1) 職員の安全確保 (2) メンタル・ヘルス等への対応 (3) 危機管理体制の整備 (4) 環境への配慮	・ 安全衛生管理規程等に基づいた職員の安全管理体制を整備する。 ・ セクシュアル・ハラスメントの防止、メンタル・ヘルスについての管理体制を整備し、的確に運用する。 ・ 災害や緊急事態に即応可能な危機管理体制を整備する。 ・ 消耗品について、環境に配慮したりサイクル製品の使用を推進する。		
当該業務に係る事業費用		当該業務に従事する職員数	
当該項目の評価			
【評価結果の説明】			
「必要性」:			
「効率性」:			

「有効性」:



(別添)

## 平成15年度独立行政法人統計センター年度計画(抜粋)

## 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

調査名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国勢調査	平成12年調査に関する製表事務	従業地・通学地集計(その2) 結果表 人口移動集計(その2) 結果表 抽出詳細集計(都道府県編) 結果表 外国人に関する特別集計 結果表	平成15年5月 平成15年6月 平成16年5月 平成16年3月
	平成17年調査に関する製表事務	第2次試験調査結果表	平成15年10月
事業所・企業統計調査	平成13年調査に関する製表事務	本所と支所に係る名寄せ集計 結果表 親会社と子会社に係る名寄せ集計 結果表 事業転換に係る特別集計 結果表	平成15年5月 平成15年11月 平成16年1月
	平成16年調査に関する製表事務		平成16年度に継続
住宅・土地統計調査	平成15年調査に関する製表事務		平成16年度に継続
就業構造基本調査	平成14年調査に関する製表事務	本集計 結果表	平成15年5月
全国消費実態調査	平成16年調査に関する製表事務		平成16年度に継続
全国物価統計調査	平成14年調査に関する製表事務	大規模店舗集計 結果表 特売店舗集計 結果表 小規模店舗集計 結果表 全国物価地域差指数集計 結果表 店舗属性別集計 結果表 サービス価格集計 結果表 インターネット通信販売価格集計 結果表	平成15年5月 平成15年6月 平成15年9月 平成16年2月 平成16年2月 平成16年2月 平成16年2月
サービス業基本調査	平成16年調査に関する製表事務		平成16年度に継続

調査名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
労働力調査	平成 15 年 1 月から 16 年 3 月調査に関する製表事務	基本集計 毎月 結果表 四半期平均 結果表  半期平均 結果表  年平均 結果表 年度平均 結果表 詳細集計 四半期平均 結果表  年平均 結果表	調査月の翌月下旬 四半期末月の翌月下旬  半期末月の翌月下旬  平成 16 年 1 月 平成 16 年 4 月  四半期末月の翌々月の月末 平成 16 年 2 月
小売物価統計調査 (消費者物価指数)	平成 15 年 1 月から 16 年 3 月調査に関する製表事務  平成 15 年 1 月から 16 年 3 月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務	東京都区部 結果表 全国 結果表 年報 結果表  東京都区部 結果表 全国 結果表 年計 結果表 年度計 結果表 地域差指数 結果表	調査月下旬 調査月の翌月下旬 平成 16 年 4 月  調査月下旬 調査月の翌月下旬 平成 16 年 1 月 平成 16 年 4 月 平成 16 年 5 月

調査名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
家計調査	平成 15 年 2 月から 16 年 3 月調査に関する製表事務	家計収支編 2 人以上の世帯 農林漁家世帯を除く勤労者世帯 結果表 2 人以上の世帯 農林漁家世帯を除く全世帯 結果表 2 人以上の世帯 全数世帯 結果表 単身世帯 結果表  総世帯 結果表  貯蓄負債編 2 人以上の世帯 農林漁家世帯を除く世帯 結果表 2 人以上の世帯 全数世帯 結果表	調査月の翌月下旬  調査月の翌月下旬 ～ 翌々月上旬 調査月の翌月下旬 ～ 翌々月上旬 調査月の翌月下旬 ～ 翌々月上旬 調査月の翌月下旬 ～ 翌々月上旬 調査月の 4 か月後の下旬 調査月の 4 か月後の下旬
	平成 15 年 2 月から 16 年 3 月調査結果と家計消費状況調査結果を統合した合成数値に関する製表事務	合成数値編 2 人以上の世帯 結果表  単身世帯 結果表  総世帯 結果表	調査月の翌月下旬 ～ 翌々月上旬 調査月の翌月下旬 ～ 翌々月上旬 調査月の翌月下旬 ～ 翌々月上旬
	平成 14 年調査準調査世帯集計に関する製表事務	家計収支編 2 人以上の世帯 結果表 単身世帯 結果表	平成 15 年 10 月 平成 15 年 8 月
	平成 15 年調査準調査世帯集計に関する製表事務		平成 16 年度に継続
	平成 17 年収支項目分類改訂に関する製表事務		平成 15 年 10 月
	消費者物価指数平成 17 年基準改訂に関する製表事務		平成 16 年度に継続

調査名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
個人企業経済調査	平成 14 年度第 4 四半期、15 年度第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期調査 動向調査に関する製表事務	速報集計 結果表 確報集計 結果表	平成 15 年 5 月、8 月、11 月、16 年 2 月 平成 15 年 5 月、8 月、11 月、16 年 2 月
	平成 14 年度第 1 四半期から第 4 四半期調査 動向調査に関する製表事務	平成 14 年度集計 結果表	平成 15 年 5 月
	平成 14 年調査 構造調査に関する製表事務	平成 14 年集計 結果表	平成 15 年 6 月
	平成 15 年調査 構造調査に関する製表事務		平成 16 年度に継続
科学技術研究調査	平成 15 年調査に関する製表事務	結果表	平成 15 年 12 月
	平成 16 年調査に関する製表事務		平成 16 年度に継続

## 2 受託製表に関する事務

調査名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国家公務員給与等実態調査（人事院）	平成 15 年調査に関する製表事務	結果表	平成 15 年 8 月
職種別民間給与実態調査（人事院）	平成 15 年調査に関する製表事務	結果表	平成 15 年 7 月
国家公務員（特別職・自衛官）給与実態調査（総務省）	平成 14 年度調査に関する製表事務	結果表	平成 15 年 7 月
国家公務員退職手当実態調査（総務省）	平成 15 年調査に関する製表事務	結果表	平成 16 年 2 月
地方公務員給与実態調査（総務省）	平成 15 年調査に関する製表事務	結果表	平成 16 年 3 月
家計調査の特別集計（特定品目）（財務省）	平成 14 年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	平成 15 年 10 月

調査名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
雇用動向調査（厚生労働省）	平成 14 年調査に関する製表事務	下半期調査 結果表 年計集計 結果表	平成 15 年 5 月 平成 15 年 5 月
	平成 15 年調査に関する製表事務	上半期調査 結果表	平成 15 年 10 月
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	平成 15 年調査に関する製表事務	事業所票 結果表 個人票 結果表	平成 15 年 10 月 平成 16 年 1 月
商業統計調査（経済産業省）	平成 14 年調査に関する製表事務	結果表	平成 15 年 6 月
	平成 16 年調査に関する製表事務		平成 16 年度に継続
自動車輸送統計調査（特別積合せトラック調査）（国土交通省）	平成 14 年度調査に関する製表事務	平成 14 年 10 月調査（MO持込分）結果表	平成 15 年 6 月
	平成 15 年度調査に関する製表事務	平成 15 年 6 月調査（調査票持込分）内容検査 平成 15 年 6 月調査（MO持込分）結果表 平成 15 年 10 月調査（調査票持込分）内容検査	平成 15 年 12 月 平成 16 年 2 月 平成 16 年 4 月
内航船舶輸送統計調査（国土交通省）	平成 14 年度調査に関する製表事務	自家用船舶輸送実績調査 結果表	平成 15 年 6 月
	平成 15 年 1 月から 16 年 2 月調査に関する製表事務	内航船舶輸送実績調査 結果表	平成 15 年 4 月～16 年 3 月
建設工事統計調査（国土交通省）	平成 14 年度調査に関する製表事務	建設施工統計調査 結果表	平成 16 年 2 月
	平成 14 年 4 月から 16 年 2 月調査に関する製表事務	建設工事受注動態統計調査 結果表 平成 14 年度計 結果表 平成 14 年度報 結果表 平成 15 年計 結果表	データ持込後速やかに行う 平成 15 年 5 月 平成 15 年 6 月 平成 16 年 2 月
建築着工統計調査（国土交通省）	平成 14 年 4 月から 16 年 2 月調査に関する製表事務	毎月 結果表 平成 14 年度計 結果表 平成 15 年計 結果表	データ持込後速やかに行う 平成 15 年 5 月 平成 16 年 2 月

### 3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項

調査等名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
統計情報データベースシステム	当該システムの運用 収録データの拡充整備		収録データの公表時に随時対応
局内時系列データベース	収録データの拡充整備		収録データの公表時に随時対応

調査等名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
平成 12 年に実施された国勢調査に関する地域メッシュ統計	地域メッシュ統計(その2)集計	結果表	平成 15 年 8 月
平成 13 年に実施された事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計	結果の集計(メッシュ別編成)	旧産業分類、旧測地系結果表 新産業分類、新測地系結果表	平成 15 年 9 月 平成 15 年 12 月
平成 12 年に実施された国勢調査、平成 13 年に実施された事業所・企業統計調査によるリンクメッシュ統計	集計準備事務		平成 16 年 3 月
社会・人口統計体系	平成 14 年度データの収集・整備	市区町村データ	平成 15 年 7 月
	平成 15 年度データの収集・整備	都道府県データ 市区町村データ	平成 16 年 3 月 平成 16 年 6 月
	マスターデータの整備		平成 16 年 3 月
人口推計	人口推計集計 人口推計年報	基礎人口連絡表 結果表	毎月上旬 平成 16 年 2 月
住民基本台帳人口移動報告	個別データの磁気化  結果表出力	  四半期・月別 結果表  平成 15 年 結果表	平成 15 年 5 月、8 月、11 月、16 年 2 月 平成 15 年 5 月、8 月、11 月、16 年 2 月 平成 16 年 3 月
事業所・企業データベース	平成 15 年度蓄積データの登録及び整備		随時
日本統計月報	平成 15 年度に作成する日本統計月報総合報告書用データの登録、整備及び出力		毎月第 1 週